

議事日程第1号

令和5年4月21日（金）

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程（議案第34号から第38号まで及び報告第3号から第6号まで）

提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16人）

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

---

欠席議員（なし）

---

議会事務局職員出席者

事務局長	沼田弘史
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

---

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠

総務企画部長	鈴木 健	地域づくり推進監 兼 防災 監	八 端 隆 公
市民福祉部長	佐藤 孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤 雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本 一也	産業建設部長	湊 智志
建設技監	佐藤 透	企業局長	田村 力
企画政策課長	高桑 淳	総務課長	平塚 敦子
危機管理課長	三浦 幸樹	財政課長	天野 秀一
税務課長	佐藤 静代	福祉課長	北嶋 三世
介護サービス課長	船木 晶子	生活環境課長	岩谷 一徳
子育て支援課長	濱野 浩孝	観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監 併任)
男鹿まるごと売込課長	三浦 大成	文化スポーツ課長	伊勢谷 毅
農林水産課長	夏井 大助	建設課長	三浦 昇
病院事務局長	原田 徹	会計管理者	湊 留美子
教育総務課長	村井 千鶴子	学校教育課長	笹 渕 美穂
選管事務局長	(総務課長併任)	監査事務局長	目黒 一人
農委事務局長	船木 聖徳	企業局管理課長	畠山 隆之
ガス上下水道課長	薄田 修一		

## 午前10時04分 開 会

○議長（小松穂積） これより、令和5年4月臨時会を開会いたします。

---

○議長（小松穂積） 直ちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（小松穂積） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（小松穂積） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

13番三浦利通議員、14番小野肇議員を指名いたします。

---

### 日程第3 議案第34号から第38号まで及び報告第3号から第6号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第3、議案第34号から第38号まで及び報告第3号から第6号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議案第34号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第35号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第36号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 37 号 令和 4 年度男鹿市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分について

議案第 38 号 令和 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）について

報告第 3 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第 4 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第 5 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第 6 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

---

○議長（小松穂積） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

今臨時会におきましては、条例等の専決処分、並びに令和 5 年度補正予算などについて御審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、クルーズ船の船川港への寄港についてであります。

来月 5 月 3 日、クルーズ船「にっぽん丸」の船川港への寄港が予定されております。クルーズ船の寄港は、令和元年 8 月の「飛鳥Ⅱ」以来、実に 3 年 9 か月ぶりであります。

当日は、入港時の歓迎行事やシャトルバスによる男鹿駅周辺への誘客、市内周遊等のオプションツアーなどが計画されております。

今年度は、このほか「飛鳥Ⅱ」の寄港が 6 月と 9 月の 2 回予定されており、いよいよ観光分野に活気が戻ってくるものと期待しております。

今後の観光需要の高まりを見据え、引き続き、寄港地としての魅力に磨きをかけ、クルーズ船のさらなる誘致と定着化に官民挙げて取り組んでまいります。

次に、寒風山の山焼きについてであります。

今月 15 日、市内外からのボランティアをはじめ、地元自治会や消防団など約 200 人が参加し、寒風山の火口内において、約 15 ヘクタールの山焼きが行われました。

実行委員会をはじめ、参加いただいた皆様に改めて感謝申し上げます。

「未来に残したい草原の里100選」に選ばれた寒風山の景観と豊かさを守り、その魅力をさらに高めていくため、来年度は山焼きの範囲を大噴火口内全域の約37ヘクタールに拡大することとしており、市民の皆様と力を合わせ、準備を進めてまいります。

次に、「TENOHAMA男鹿」のオープンについてであります。

「TENOHAMA男鹿」は、東急不動産株式会社が、地元金融機関や民間事業者と連携し、男鹿駅前に現存する秋田海陸株式会社船川営業所の既存建物を改修・整備した施設であります。

1階が多目的に使える交流スペースとなっているほか、2階にはレンタルオフィス5室を備えており、既に、洋上風力発電関連の複数の事業者が入居に関心を寄せていると伺っております。

一昨日、関係者向けの内覧会が実施され、来週24日に開業を迎えることと伺っており、今後、洋上風力発電など新たな産業の進出拠点として活用されることが期待されます。

男鹿駅周辺エリアでは、このたびの施設のオープンのほか、クラフトビールの醸造所や食品加工施設の整備など、新たな取組が相次いでおります。

市としましては、こうした意欲的な取組が相乗効果を生み出し、船川地区のにぎわいはもとより、本市の活性化につながるよう、引き続き様々な形でサポートしてまいります。

次に、「ほ場整備推進チーム」の設置についてであります。

圃場の大区画や暗渠排水など圃場整備の推進については、生産性の向上はもちろん、地域の農地を守り将来に引き継いでいくためにも、特に整備が遅れている旧男鹿地区を中心に、その加速化を図っていくことが急務となっております。

このため、この6月をめぐりに、男鹿市土地改良区並びにJA秋田なまはげから職員を派遣いただき、市職員2名と合わせて4名体制で、農林水産課内に整備推進を専門に担う「ほ場整備推進チーム」を設置することとし、現在、両団体と最終調整を行っているところであります。

チームには、現場第一をモットーに、事業化に向けた農業者との話し合いの促進や営農計画の策定支援、関係機関・団体との調整などに取り組んでもらうこととしてお

り、チーム発足を機に、圃場整備の推進に馬力をかけ、本市農業の維持・発展に努めてまいりたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第34号は、地方税法等の一部改正に伴い、電気自動車等を取得した場合における現行の軽減措置等について、適用期限を3年延長するほか、森林環境税の導入等に伴う所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次に、議案第35号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、中低所得者の負担軽減を図るため、課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次に、議案第36号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次に、議案第37号は、令和5年3月定例会以降、地方交付税及び地方譲与税等の確定等に伴う予算措置について、令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分をしたものであります。

次に、予算案であります。議案第38号の一般会計補正予算（第2号）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を特に受けている低所得世帯及び低所得子育て世帯の生活を支援するための経費並びに船越こども園新築工事の入札不調に伴う工事費及び工事監理費の増額に要する経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ6,120万円を追加し、補正後の予算総額を177億9,690万円とするものであります。

次に、報告第3号から第6号までは、市道における事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより議案の説明を求めます。

初めに、鈴木総務企画部長の説明を求めます。総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） それでは、私からは、議案第34号、議案第35号、議案第37号及び議案第38号について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第34号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、電気自動車等を取得した場合における軽減措置等について、適用期限を3年延長するほか、森林環境税の導入等に伴う所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

議案書の3ページをお願いいたします。

改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分が改正箇所であります。

第34条の9及び、ページが飛びますが5ページ上のほうの第38条、次の第41条から9ページの第47条の6までの改正は、森林環境税の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

ページ戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

第36条の3の2は、個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化するもので、その年の前年の申告内容と異動がない場合は、異動がない旨の記載によることができるものとし、令和7年1月1日以降に支払を受けるべき給与等について提出する扶養親族等申告書について適用することとするものであります。

恐れ入ります、ページ飛びますが10ページをお願いします。10ページの下の方の第48条及び次のページの第50条は、地方税法施行規則の様式の新設に伴う改正であります。

12ページをお願いいたします。

中ほどの第82条は、軽自動車税種別割の税率の規定であります。

三輪以上の特定小型原動機付き自転車をミニカー区分から除外し、令和6年度から、原動機付自転車と同じ税率2,000円を課税することとするものであります。

第98条及び13ページの第101条は、地方税法施行規則の様式の新設に伴う改正であります。

14ページをお願いいたします。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の特例を令和9年度まで3年延長するものであります。

附則第10条及び第10条の2は、法改正に合わせて規定を整備するものであります。

16ページをお願いいたします。

ページ下の段の第27項は、新たに創設された、長寿命化に資する大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置について、減額する割合を3分の1と定めるもので、次の17ページの附則第10条の3第12項は、その軽減の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものであります。

18ページをお願いいたします。

附則第10条の4及び附則第10条の5は、法改正に合わせて改正するもので、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を規定するものであります。

附則第10条の6は、法改正に合わせて新設するもので、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定するものであります。

21ページをお願いいたします。

附則第15条の2は、法律改正に合わせて、軽自動車税の環境性能割について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものであります。

附則第15条の6は、法改正に合わせて、軽自動車税の環境性能割について、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割について、グリーン化特例の期限を3年延長するものであります。

24ページをお願いいたします。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割について、不正を行った自動車メーカー



を納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものであります。

25ページをお願いいたします。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を令和8年度まで3年延長するものであります。

26ページをお願いいたします。

附則であります。施行期日については、それぞれ、令和5年4月1日、令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日から施行するもので、施行日以前のものについては、なお、従前の例によるものとするものであります。

以上をもちまして、議案第34号の説明を終わらせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

次に、議案第35号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

本議案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、中低所得者の負担軽減を図るため、課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

31ページをお願いいたします。

改正前と改正後の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

第4条は、課税額について、被保険者間の税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の改正に合わせて、本市の国民健康保険税の課税限度額を引き上げるもので、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「20万円」から「22万円」に改めるものであります。

なお、国民健康保険税基礎課税額の限度額「65万円」及び介護納付金課税額の限度額「17万円」は据え置くもので、この改正により、限度額合計では2万円を上げ、104万円となるものであります。

第23条は、軽減判定所得基準額を見直すもので、5割軽減の対象となる世帯の基準額の算定においては、同一世帯被保険者の数に乗すべき金額を、現行の「28万5,000円」から「29万円」に、2割軽減の対象となる世帯の基準額の算定においては、同一世帯被保険者の数に乗すべき金額を、現行の「52万円」から「53万5,000円」にそれぞれ引上げ、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の範囲を拡大するものであります。

32ページをお願いいたします。

第23条の2以降については、条文の整理を行うものであります。

38ページをお願いいたします。

附則第18項は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合に行う減免措置について、令和4年度相当分保険税額までで終了とするものであります。

39ページをお願いいたします。

施行期日は、令和5年4月1日で、改正後の条例の規定は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合に行う減免措置に関する措置を除き、令和5年度分以降の国民健康保険税に適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上をもちまして、議案第35号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第37号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）の予算書でございます。

本補正予算は、令和5年3月定例会以降、地方交付税及び地方譲与税等の確定等に伴う予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、このたび、御承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億919万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ181億4,219万7,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと13.3パーセントの増となっております。

す。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

2款地方譲与税は、397万5,000円の減額であります。1項地方揮発油譲与税は、296万7,000円の追加、2項自動車重量譲与税は、650万1,000円の減額、3項特別とん譲与税は、3万円の減額、4項森林環境譲与税は、41万1,000円の減額であります。

3款利子割交付金1項利子割交付金は、72万9,000円の減額、4款配当割交付金1項配当割交付金は、105万6,000円の追加、5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金は、52万2,000円の減額、6款法人事業税交付金1項法人事業税交付金は、64万6,000円の追加、7款地方消費税交付金1項地方消費税交付金は、269万円の減額であります。

次のページをお願いいたします。

8款ゴルフ場利用税交付金1項ゴルフ場利用税交付金は、2万1,000円の追加、9款環境性能割交付金1項環境性能割交付金は、114万7,000円の追加、10款国有提供施設等所在市助成交付金1項国有提供施設等所在市助成交付金は、82万4,000円の追加、11款地方特例交付金は、279万3,000円の追加であります。1項地方特例交付金は、272万5,000円の追加、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、6万8,000円の追加、12款地方交付税1項地方交付税は、3億326万6,000円の追加、13款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金は、26万7,000円の追加であります。

16款国庫支出金2項国庫補助金は、234万1,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などがあります。

次のページをお願いいたします。

17款県支出金は、628万9,000円の追加であります、2項県補助金は、639万8,000円の追加で、重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金などであります。

3項委託金は、10万9,000円の減額で、住宅・土地統計調査委託金であります。

19款寄附金1項寄附金は、100万円の追加で、企業版ふるさと納税寄附金であります。

20款繰入金1項繰入金は、253万7,000円の減額で、森林環境譲与税基金繰入金などあります。

以上の結果、歳入合計は、3億919万7,000円を追加し、予算の総額を181億4,219万7,000円とするものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源71パーセント、特定財源29パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2款総務費は、3億5,625万6,000円の追加であります、1項総務管理費は、3億5,636万4,000円の追加で、財政調整基金積立金及び企業版ふるさと納税地方創生基金積立金などあります。5項統計調査費は、10万8,000円の減額で、住宅・土地統計調査員報酬などあります。

3款民生費は、180万7,000円の減額であります、1項社会福祉費は、180万7,000円の減額で、障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金であります。2項児童福祉費及び6項介護保険費は財源補正であります。

4款衛生費1項保健衛生費は、財源補正であります。

6款農林水産業費は、458万7,000円の減額であります、1項農業費は財源補正、2項林業費は、223万5,000円の減額で、森林経営管理意向調査業務委託料などあります。3項水産業費は、235万2,000円の減額で、漁業経営継続緊急支援事業費補助金であります。

7款商工費1項商工費は、4,066万5,000円の減額で、プレミアムサポート事業補助金及びインバウンド誘客促進事業費補助金などあります。

次のページをお願いいたします。

10款教育費3項小学校費及び4項中学校費は、財源補正であります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様、3億919万7,000円を追加し、予算の総額を181億4,219万7,000円とするものであります。

これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費66.5パーセント、投資的経費7.3パーセント、その他の経費26.2パーセントであります。

以上をもちまして、議案第37号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第38号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,120万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ177億9,690万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと、1.1パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の継続費の補正は第2表で、第3条の市債の補正は第3表で、それぞれ御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

16款国庫支出金2項国庫補助金は、1億8,560万円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金であります。

20款繰入金1項繰入金は、620万円の減額で、財政調整基金繰入金であります。

23款市債1項市債は、1億1,820万円の減額で、児童福祉施設整備事業債で

あります。

以上の結果、歳入合計は、6, 120万円を追加し、予算の総額を177億9, 690万円とするものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源66.6パーセント、特定財源33.4パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2款総務費1項総務管理費は、73万7, 000円の追加で、会計年度任用職員の社会保険料事業主負担分であります。

3款民生費は、6, 046万3, 000円の追加であります。1項社会福祉費は、1億5, 822万4, 000円の追加で、低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金などあります。2項児童福祉費は、9, 776万1, 000円の減額で、低所得子育て世帯生活支援特別給付金及び船越こども園新築工事などあります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様、6, 120万円を追加し、予算の総額を177億9, 690万円とするものであります。

これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費62.9パーセント、投資的経費16.5パーセント、その他の経費20.6パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

第2表は、継続費の変更であります。

3款民生費2項児童福祉費、児童福祉施設整備事業は、9, 100万円を追加し、総額を18億8, 100万円に変更するとともに、令和5年度の年割額を11億2, 860万円、令和6年度の年割額を7億5, 240万円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第3表は、市債の変更であります。

児童福祉施設整備事業は、1億1, 820万円を減額し、10億7, 210万円に変更するもので、市債合計を21億7, 085万6, 000円と見込むものであります。

以上で、議案第34号、議案第35号、議案第37号及び議案第38号の補足説明を終わらせていただきますが、御承認、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたし

ます。

○議長（小松穂積） 次に、佐藤市民福祉部長の説明を求めます。佐藤部長

【市民福祉部長 佐藤孝悦 登壇】

○市民福祉部長（佐藤孝悦） 私からは、議案第36号について補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の40ページをお開き願います。

議案第36号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免の延長等について必要な事項を定めるため、男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次のページは、専決処分書であります。

42ページをお開き願います。

男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

条例の附則第12項は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免に関する規定であります。条文中「令和2年2月1日から令和5年3月31日まで」となっているところを「令和2年2月1日から令和6年3月31日まで」に改め、減免に係る期間を1年間延長するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

以上で、議案第36号の補足説明を終わらせていただきますが、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番三浦利通議員の発言を許します。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） 皆さん、おはようございます。通告してあります報告第3号から第6号までの件について、若干質問いたしたいと思っております。

本来であれば、報告案件については、よっぽどでなければ、あまり質問とかないわけですが、私考えるには、よっぽどのことがあるような内容になっておりますの

で、お聞かせいただきたいと思います。

議案書を見ると、4件とも船越地内における市道における陥没した道路の穴に通行してあった車が、タイヤが、走って行って損傷したり、あるいはホイールが壊れてしまったと、それに対する賠償責任を求められたというようなことですが、御案内のように、通常、市道の健全な維持管理というのは市に責任があるし、最高の責任者というのは市長になっておるとおもいますがけれども、結果論だけでいきますと、こういう事故が前にも時々1件、2件ぐらいいはあったかと思えます。同じような形で4件も出てくるというのは、異常な事例になるのかなと思えますけれども、まず具体的な事故の内容、検証についてと、それから、その対応等について若干お知らせいただきたいと思えますけれども、普通であれば、時折、担当する建設課等が道路の安全パトロールとかしている中で、穴が空いてたり、あるいは崩れていたりなんざりすれば、それなりの対応をして、今言ったように健全な状態に改修する、戻すというのは普通の対応方だと思えますけれども、中身聞いてみなければ分かりませんが、結果論だけ見ればそういう対応がなされておらなかったんでないかなというようなことが思われますので。まして、たまたまこういう事故に遭った当事者の市民の方々というのは、金額的にはこう言えばなんですけれども、そんなに大きな金額ではないとは言いつつも、感情的な面では市に対する思い、捉え方というのは、相当厳しいものがあつたと予想されます。併せて、たまたまこの4件については表に出てきたわけですがけれども、ほかに、この程度の事故だばいいやっていうぐらいで我慢したり、あまり表沙汰にしなかつたっていう、そういう事例等、情報的な形でもつかんでいるのかどうか、その辺についても併せてちょっとお聞かせいただきたいと思えます。まず取りあえずそれお願いします。

○議長（小松穂積） 湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） それでは、ただいま御質問ございました報告第3号から第6号までの、この4件の市道における事故に係る件について御答弁いたします。

まず、今シーズン、損害賠償案件が多い要因としては、例年より降雪量が少なくです。ね、大型車両等のチェーンを装着しての走行などによって道路の穴空きが多く見られるのではないかといった感じで捉えているところでございます。



市の管理道路につきましては、道路管理の瑕疵によって生じた偶然な事故によって通行車などの第三者に障害や損壊が生じた場合、市が管理者として賠償責任を負うこととなることから、この市道等の維持管理は適切に行わなければならないというふうに捉えているところでございます。

道路管理者といたしまして、道路パトロールによる日常的な点検や工事現場立会いなど、他の業務で現場に行く際にも点検を行うなど、工夫をしているところではございます。また、こうしたパトロールのほかにですね、市民や各出張所長からの電話通報等によって道路状況の把握に努めているところでもあります。

なお、この通報には、郵便局との連携協定に基づいた配達時等の通報情報も含まれているものでございます。ただ、現状におきまして情報の通報があってから現場確認及び応急の補修につきましては、職員や会計年度任用職員を任用して対応しているところではございますが、若干日数を要している案件などもあることも、また事実でございます。

そういったことも踏まえまして、今後はですね、引き続きまず現状ある市のホームページにある道路等の異常を発見した場合の市民通報ページへのアクセスをやすくするほか、他の通報システムの構築なども検討しですね、ふだんなかなか目が行き届かなかった補修箇所があるであろう場所を洗い出していく必要があるのではないかと考えてございます。私どもの所管といたしましては、道路を利用される方々が安心・安全に通行、運行できる環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） 湊部長、あんたは代わりたてで、前任者からそういう今おっしゃった部分、引き継いでいるのかどうか分かりませんが、雪の量が少なかった。確かに少なかった。おっとしと比べれば相当少なかった。ややもすれば、雪の量が多くて道路が破損したという理由づけも時々出てきたりする。雪の量が少なければ、穴やはらはずぐ発見できるし、修繕・改修も速やかにやるべきでなかったのか。だから先ほど言った安全パトロールは、そのためにあるはずで、極めて役所のずさんな仕事の最たるもんなんですね、これ。そんなによ、何百万とか何千万かかるような公

費、予算が伴うものであれば、それは手続等が必要であれだってことでも、穴をふさぐってというのは、普通よ、何箇所かやっても20万、30万あれば、もう関の山の範囲だと思うんだよな。だからそういった面では対応方は極めてあれだ、まずいあれだ、お役所仕事の最たるもんだと指摘をさせておきたいと思います。偶然の事故って、偶然の事故でねえや、湊部長。そういう穴を直さなかった市の責任なんだから。偶然って、これ、そういう言葉は発せられないやと思います。

応急の修繕・改修の部分で、5号の新年に入った1月22日に船越の根木で発生したと。6号の3月9日に根木で、同じ箇所かどうか分かりませんが、恐らく根木の市道だとすれば、通常はよ、1月22日、またこういう事故的なものが発生して、普通はあれでね、ほかの市道関係も同じような地域だば、ほか大丈夫だがって見て歩いた中で、先ほど来言ってるように修繕・改修をして、取りあえずはそれで、よっぽどの事故が起きないようにやるっていう、これが当たり前の仕事でね。そういう当たり前の仕事がなされなかったということで、3月9日、またあれでね、発生したんでね。

まず、市道については、相当なや、市全体でも抱えている距離数があるし、こういう維持管理については、この後対応方や、まず再検討していただいて、市民からこういう部分で、やっぱりお役所がお叱りを受けるようなことがないような改善を求めていきたいと思いますが、もう一つは、市全体でやっぱり昭和の後半とか平成の初め頃、相当新しい、特に旧若美地区なんかはそうなんだけれども、もう30年、40年ぐらいたってて、相当あちこち老朽化して、もう誰が見ても壊れているような状況がすごく目につくようになった。ところが、やっぱりなかなかその改修というのは、ある程度予算が伴う改修というのは不可能な状況になってきている現状にあると思います。ですから、まずこういう事故というのは、そんな頻繁に、先ほど来言ってるように起きては困るので、その対応はしてもらいますけれども、それにしても財政厳しくても、やっぱり市民が日常生活の中で一番通行する、必要としている市道は、計画的にやっぱり整備をしていくという、この考え方は一方で持ってしかるべきでないか。このままでいくと、一定の時期に相当よ、あまりにも老朽化した市道が出てきてしまっ、その対応方とてもしゃないが不可能な状況が出てくる可能性大だということで、まず財政厳しい中でも計画的にやっていくという、その考え方は持っているの

か、この後まず持とうとしているのか、その辺も併せてちょっとお聞かせください。

ついでに話をさせてもらいますけれども、特に旧若美なんかの農道（畑地）なんかの道路というのは、どんどんと造っていったけれども、本来、大型ダンプ4トンぐらいはそこそこまあ分からないわけでもないけども、10トンがもうああいう育苗用土とか建設用土を積んでどんどん走っている。そのことが大きな理由の中で、もう予想以上に道路が壊れてしまっているというような現状にあるので、この辺もそろそろやっぱり、道路は走ったり使うの駄目だってことはなかなか難しいわけですが、それにしても一定のルールっていうか決まりっていうか、そういったものを持ち合わせてやっていかなければ、野放図にしておく大変なんではないかなという気がしますけども、これは農業委員会とかも関連ありますけれども、その辺の課題についてもこの後、機会を見て御検討いただければと思います。

まず、今言ったようなことの対応の考え方、ちょっとお聞かせください。

○議長（小松穂積） 湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） すいません、先ほど私、一般的な感じで、道路管理者の瑕疵によって生じた偶然な事故と申し上げまして、大変ちょっと、言葉がちょっと舌足らずというか、ちょっと悪かったのかなと思って、大変申し訳ございませんでした。

それで、今後の道路の補修の在り方、計画等々でございますが、今現在まず財源として社会資本整備総合交付金ですとか、石油貯蔵施設立地対策等交付金等を活用いたしまして道路の改良ですとか舗装の工事に努めているところでございます。

それで、現在、道路管理といたしましては、那場掛杉山1号線ですとか、女川天台線、杉山1号線、杉山前野線の道路改良などを実施しているほか、寒風山麓線ですとか、化世沢外ヶ沢線、芦沢増川線等々の舗装・修繕を行うこととしております。

いずれにいたしましても、今後、年次計画ですね、道路の状況等々を見ながらですね、年次計画といいますかそういったことで進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 今回の事故の和解の案件につきましては、我々もちょっと普通のですね、たまに出てくる案件というよりは、同じ箇所、ちょっと時間差あってですね、同じ箇所、2件起きてると。それから、同様の船越地内において、またこれもですね、時期はちょっとずれますけれども、やや近いところで2件起きているということで、きちっと市長のほうにも報告は上がって、その後の対策についても指示を出したところでございます。

問題は二つありまして、一つは、これ必ず道路は傷むわけでございますので、その傷んだ箇所、事故につながるような道路のその破損状況を、いかに我々が早くしっかりと把握できるかということが、まず一つだと思います。そういう点では、先ほど産業建設部長から答弁申し上げましたように、当然道路パトロールもしますし、それから市民の皆さん、それから事業所の皆さん、様々な形で情報提供いただいて、大きな事故につながらないよということ、いち早くそれを把握するというのが大事だと思っております。これは市道に限らず、男鹿市内の道路、県道もあります。国道もあります。これは全部すべからず市民の皆さんが利用するわけでございますので、市道だけ報告するのではなくて、市長がよく話するのは、県道だろうと国道だろうと、全部男鹿の市民が使うからには、男鹿の市役所のほうでも責任があるんだからというふうなことで、そういった形で男鹿の道路につきましてのその破損状況のいち早いその把握、こういったものについてこれからも努力していかなきゃいけないというふうに思っております。

同じ場所で二つ起きたということで、要すればもう一つの問題点は、見つけた後の対応をいかに早くするかと、これが二つ目の問題だと思っております。とりわけ今回、最初の3号、4号は同じ箇所、起きてしましまして、これはどういうことなんだと、補修しなかったのかというふうなことで問いただしておりますけれども、最初に起きた事故から二つ目の事故までの間に、ちょっと市のほうに情報が入るのが少し遅くてですね、多分事故に遭われた方も、まずはJAFですとか、自分の車の対応をとるということで、市のほうにそういったことの報告もちょっと遅れてしまって、我々のほうでもそこを把握し損ねてしまって、不幸にして二つ目も起こしてしまったというふうな案件でございます。いずれここは、そういった報告があった場合には、速やかに現場に行き行って処理するように、これは徹底してございまして、その点について

は御理解いただきたいと思います。

なお、特にですね現場でそういった箇所が、市民の皆さん、もしくは事業所の皆さん、郵便局の配達員の方からも来ます。それをどういう状況だかまず分からないと、現場に行かなきゃ分からないということをより短縮するためにですね、LINEでもってですね、きちっとその場をスマホで、今皆さん持っていますのでね、写真を写してもらって、それを市のほうに上げてもらうというふうなことについても、これもしっかりとシステムを整備しなきゃいけないというふうなことを思ってくださいまして、早急にそれは対応して、現場に行く時には、すぐにもう補修にかかるというふうな、そういった、そこで時間短縮して次の事故を起こさないようにというふうなことでの対応をしてまいりたいというふうに思っています。

いずれ破損箇所をいかに早く見つけるか、それから、見つかった後に、いかに速やかにやるかということについて、これからもこのようなことが起こらないようにですね、鋭意努力してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

なお、農道につきましては、申すまでもなくですね、一般道路に比べて当然農業用機械しか走行することを想定してございませぬので、当然路盤等もですね脆弱になってございませぬので、そこら辺につきましても、なかなか全部やめるといふわけにはいきませぬけども、もし常習的にそういうこと、通っているところがあればですね、注意喚起等につきましては我々も普請してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） ありがとうございます。

湊部長、社会資本整備総合交付金の道路整備の関係は、毎年、例えば1億円ぐらいの当初予算で上げてるけれども、結果として、国の算定の中で3割、4割普通に減らされるっていうような、そういう性格を持っているので、まず予算の時だけそういう答え方してもいいべども、やっぱり通常の道路維持予算あたりをや、この後それなりに頑張るって増額するという当局の姿勢が必要なのかなと思いました。

もう一つ、まさかそんなことはないかと思えますけども、最近やっぱり男鹿市全体を見た中でも、公共投資っていうのは船越地域に相当やっぱり傾注されている部分がないにしてもあらず。商工関係とか今の保育園とか、この後教育関係とか、そんなこと

もあって、もしかすればあれだべが、道路は我慢してもらいでっていうぐらいの力、働いてらんでねえべな。そういうことはないかと思えますけれども、まずいずれにしても道路の関係については、この後も十分に対応してもらえればと、答弁要りません。終わります。

○議長（小松穂積） 13番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。1番吉田議員

○1番（吉田清孝議員） お尋ねいたします。

議案第38号船越こども園の予算であります。マイナス1億2,600万円ということ、それから、監理費が160万円増と。これは所管の教育厚生委員会、また、全員協議会等々でも突っ込んだ議論をさせていただきましたけれども、正式にこのような予算計上された中で、明らかにしておかなきゃいけない部分があるのかなという感じで質問をさせていただきます。

全員協議会の後に秋田魁新報に工事費9,100万円の増額という形で、非常に市民の関心が深く、いろいろ聞かれたりするものですから、そのあたりをちょっと私なりの立場で二、三お聞かせ願いたいなという感じをいたします。

私、この入札が不調になった、それが2月9日。そして3月定例会招集されて、最終日3月16日に予算可決したわけでありましてけれども、その中にあって、ちょっと振り返りますと、昨年9月にプロポーザル12億8,000万円から21億円という形で、議会もびっくりして、市長もですね、いろんな形で提案したのが、そういう経緯を踏まえながら3月議会に提案したのが17億7,000万円だと。非常に市長も、その財政的なことなのか、市民の反応なのか、いろんなことを考えて約4億円ぐらい節減して、いわゆる子育て支援センターだとか計画してあったものをばっさり削減した中で17億7,000万円という形で、3月議会に提案して議論を、かなり突っ込んだ議論をしたわけでありましてけれども、この1か月かそこらの中でさらに9,100万円の、工事費は8,500万円ですけども、そういう中で、市長はこのいわゆる物価高騰とかそういうだけなのか、もしかしたら市長のその当初予算で17億7,000万円というのは、ぎりぎりの線で決断されたのではないかなという部分を提案した時に、そういう市長の決意をこの17億7,000万円にね、こちらは受

け取るわけですよ。したがってね、子育て支援センターなりそういうことを4億円ぐらい削減したそういう判断、また何かそういう部分で、この9, 100万円の増額というものに、どのような思いで決断して今回提案したのかなといった部分でお聞かせ願いたいなというのが一つであります。

もう一つ、技術的にというか、副市長にお伺いしたいのは、先ほど申し上げましたように3月議会から、私これ、不調という形に2月の初旬になった時に、3月議会に提案するのが非常に早い感じをしたわけです。いや、それは工期とかいろんな部分で制約があって、3月議会に提案したという部分で、私はこういう今、4月臨時議会ですか、結果的にはね、1か月やそこらでこういう形で提案してくるというのが、この3月議会に提案しないで4月臨時会をお願いするというふうな手法といいますかね、そういうのがなかったのかなといった部分で、非常に議会の議論なり、議決の重みを考えてね、何か反省点があるのではないかなという感じをするわけでありましてけれども、あくまでもそのね、事務方に聞くと、物価高騰とか非常に見積りとかそういうね、不調に至った中でのいろんな事情を、いろいろ意見を聞いた中でこういう判断をしたというようなことしか出てませんけども、私は議会としてね、非常に議決の重み考えると、17億7,000万円というこの当初予算の中での今回また臨時議会をお願いしてこうだっというのが、非常にすっきりしない部分があるわけでありましてけれども、そのあたりのお考えについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 吉田議員の御質問でございますけども、まずですね、17億7,000万円に至る経緯は、私から今さら申し上げるまでもございません。当初12億円程度というふうなことでのプロポーザルから始まりまして、途中、我々のほうのですね、内部の情報共有の不備がありまして、基本設計終わって、実施設計の途中の段階で、8月に21億円、22億円近くの事業費がかかり増しになるというふうなことで、大変何といいますか混乱を招いたということにつきましては、前にもおわび申し上げたとおりでございます。その後、これではなかなか市民の皆さんの御理解を得られないだろうというふうなことで、今、吉田議員からも御指摘ありましたように、子育て支援センター、これを断腸の思いで、まずはやめざるを得ないだろうというふう

なことで、最終的に17億7,000万円で予算を上げたところでございます。ちょっと時期的にはですね、これが年内でございまして、当然その17億7,000万円の基礎となる設計の単価等につきましても、その時に直近の11月の単価表等を基にして予算を計上しているものでございます。私から申し上げるまでもなくですね、昨今のこの公共事業を巡る最近のこの情勢、たびたび、当市のこども園だけでなく新聞をにぎわしてございます。資材高、物価高、それから人手不足に伴う労務単価の高騰ということで、県内を見ても横手市の体育館、市民会館ではですね、当時129億円が約200億円近くになると、1.5倍ぐらいになると。それから、にかほ市の集合住宅も3割ぐらいアップしていると。全国的に見てもですね、大阪万博、本当に開催できるのかというぐらい、21件のうち10件も不調になったというふうなことで、大変厳しい環境でありました。

そうした中でもですね、こども園、これは再度の入札を絶対避けなきゃいけないということを念頭にして、今、今回、様々な要因を分析して、それを一つ一つ潰す形でやって今回のこの予算の計上というふうなことになるわけでございます。結果とすれば、事業費全体として8,500万円の増額ということで、補正予算をお願いしなきゃいけないという形になりましたけれども、大変心苦しいところではございますけれども、何とか御理解をいただきたいと。もとより17億7,000万円の当初予算の計上に当たってもですね、これは我々としても当然ながら不退転の決意で、その時点で最善の、ベターな、ベストな額というふうなことでの予算額でございます。当初の設計ですとか予算額、予定額、これ一定の根拠の下に設定したものでありまして、決してこれぐらいだろうなというふうな形で上げたものではございません。これは吉田議員も御理解いただけたらと思っております。ただ、いかんせん、資材価格ですとか労務単価が日々高騰している中での設定であったことからですね、有り体に申し上げれば、実勢価格との日々動くその価格との乖離がやっぱり大きかったということで、今回はこの点につきましてもですね、根拠の明確なものについては、できるだけ配慮をして予算額を設定したつもりでございます。結果とすれば当初の12億円から極めて20億円近くに増嵩し、22億円近くに増嵩し、それを必死の覚悟で下げて、そして予算をお願いして、またこれが物価高騰の影響をですね、余波を受けて、今回上げるを得ないということで、我々としても非常に心苦しいところは山々でございます



けれども、その時点、その時点で、できる限りベストな、ベターなですね、とり得る最善のことでやってきたつもりでございますので、その点については御理解を賜りたいと思います。

なお、ここ一、二か月の間でのこの今回の予算額の増額ではございませんで、さっき申し上げましたように、11月時点、年越し前からのやつでもって設計、積算をしまして、それで1月のいつでしたか、あれは、18日に入札公告をして、そして2月の上旬に不調という結果になったわけでございます。大体、今回の予算計上等から見ますとですね、期間的には半年ぐらいの期間が経過しているということで、こうした増額になったということも、また御理解いただきたいと思います。

なお、吉田議員から、議会との間の予算の計上の仕方として、まだその不調の原因がね、はっきりしないうちに予算を上げるのではなくて、やはりきちっと固まった段階で、これを上げるべきでないかと、そうすればこういった臨時議会というふうな形にならなかったのではないかとというふうなことの御指摘もいただきました。確かに様々な手法が考えられると思っております。ただ、我々とすれば、やはり事業者の、設計業者の皆さんと、きちっと協議するにしてもですね、バックにしっかりとした予算がないことには、これはできませんし、ずっとこれは去年の4月から話し合ってきている、予算を上げながらですね、議論をいただいているものでございますので、当初予算の質疑の時にも若干申し上げましたけれども、まずこれを基本にしながらですね、多少余裕もございまして、予算にはですね、今、振り返ってみますと、四、五千万円ぐらいの予算がございましたので、できればこの中で収められればというふうな思いでもってですね、当初予算に17億7,000万円を計上して、できるだけこれをまず基本に、この中で収められるようにということで努力したんですけども、ちょっといかんせん足りなかったというところで今回の結果になったということで、様々な上程の仕方はあると思います。そういう点では、吉田議員が御指摘のようなやり方も一方ではあったかと思いますが、我々とすれば今回の手法が、より良い形ではないかと、我々の思いが伝わる形ではないかなということでのとらせてもらった手法でございますので、その点も含めて御理解いただければと思っております。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。1番吉田議員

○1番（吉田清孝議員） 教育厚生委員会、それから全員協議会等々でね、市長の発言

があまりなくて、いわゆる先ほど副市長からの経緯等の中で、市長の判断といいますかね、これ、市長の判断ですよ。17億7,000万円というのが、ぎりぎりのところで一度決断された。さっき21億円と言ったけども、22億円近い数字の中で決断をされた。さらに、その今、1か月云々という中で、これ約19億円、いろんなことを考えると、もうこの保育園は20億円だと。財産取得、土地取得とか合わせると20億円の部分で保育園を整備するんだという部分に結果としてなるでしょう、まずね。そういう部分で、市長はこのいわゆる設計からですね、この2年後に、20か月かけて、この後4月末の入札ですか、それから順調にいくと2年近くかけて、この保育園の約20億円という、この保育園を、さっき私言った17億7,000万円で一度判断されたこと、しかしながらこういう結果になる。この保育園を、いろいろ意見というものがあるのは市長も御存じかと思います。そういう中で、約20億円をかけて、この保育園をどうしようという、その思いといいますかね、先ほど来言ってる決断された中での、そういうこの今回の経緯について、お気持ちをここで少し答えていただければありがたいと思います。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） お答えします。

当初の設計では12億円弱と、そういうことでスタートしているわけです。それから二十数億まで上がって、いや、安くていいものを造ると、そういうスタンスは変わってないです。それで、ぎりぎりまで、身の丈に合ったって言い方はおかしいですけども、我慢できることは我慢して、それで17億7,000万円という数字が出てきました。それで不調になったと。その不調の原因は、るる説明しているから皆さん理解してもらっていると思いますけども、今回のこの額についても精査に精査を重ね、何とか安くていいもの、私たちが狙っているそういうレベルを下げないで、そういうものだと思っています。私が当初から言ってるように、この施設というのはモニュメントだと。モニュメント的な要素もあると。子育て日本一を目指していくんだと。多くの人たちが、子ども、そして保護者、先生、地域の人たち、みんなが喜んでもらえるような、そういう施設にしていきたい。そして、多くの人たちがこの保育園の維持管理を含めて、喜びを感じてね、地域づくり、自分たちも一緒に子育てをして

いくんだと、そういう環境をつくってあげればありがたいし、そしてまた、このモニュメント的なすばらしい保育園がね、できたことによって、多くの人が男鹿に視察に来てくれたり、そしてまた、多くの方が移住をしてあげれば非常にありがたいと、そういう思いも込めてます。今回の変更の額についても、何回も精査を重ねて、今度は大丈夫だろうと、そういう思いで本当に皆さんには御心配、御迷惑をおかけしてますけども、何とかみんなに喜ばれるような施設だと、そういう思いで上程してますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。

○1番（吉田清孝議員） 終わります。

○議長（小松穂積） 1番吉田清孝議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。8番佐藤誠議員の発言を許します。

○8番（佐藤誠議員） 私からは、今の吉田議員と、それから当局のやり取りを聞いて、ちょっと関連で伺いたいと思いました。こども園の件です。

ここまでくるのに本当に大変な思いして、いろいろやっていただいたんですけど、今日、臨時議会ということで、本会議なので、やはり市民の方も本当に大丈夫なんだがということをやっぱり言われます。ここまで積み重ねてきた議論がどうなるのかということは、非常に大きな関心を持っているわけですが、やはり議会としては、きちりとして、市民の方に知っていただいて、まず説明しなきゃいけないなということがありますので、私はこの場に立たせていただきます。

先日の全員協議会の時も明らかになった部分がありました。私のちょっと記憶が曖昧なところもあるんですけど、17億7,000万円を出した時に、記憶が間違いかもしれませんが、確認の意味もありますので聞きたいと思えますけど、17億7,000万円を出した時に、確か今後の物価高騰の部分も見ていたと、いづらか見ているんだと。私の記憶では1割、2割みたいなことをちょっと、物価の件に関しては、そういうこともちょっと記憶にあります。それはまず見ていたんじゃないかなということであったと思えます。そういう記憶があります。それのひとつまず確認が一つです。

それと、先ほど副市長のお話では、四、五千万円の余力があったということもございました。となれば、四、五千万円の余力があつて、今回9,100万円のプラスに

なるということは、1億3,000万円くらいのプラスになってるんじゃないかと、実質、そういうような計算になっていくのではないかなと思います。

そこでもう一つ質問ですけど、今この9,100万円プラスになったものに関しては、余力みたいなものは見ているのかどうか。つまり、具体的に、入札する時にちょっと余力を見ているの部分なのかということもお聞かせ願いたいと思います。

それから、やはりこの間ちょっと私聞いた時は、今後の物価高騰に関しては、スライド条項というのがございますので、それは物価が非常に上がれば上がらなきゃいけないんでしょうけど、それがどの程度というものはなかなかそれは答えられないという話だったんですけど、それはやはりそういうことによって、どのくらいまで上がったら、いや、どのくらいまでというのは、やっぱりできないものなのか、想定できないものなのか伺いたいと思います。

それと、先ほど市長の発言の中でモニュメント的っていうのを初めてちょっと伺ったものですから、モニュメントってなんとなく、何かの目印みたいな感じで、象徴みたいな感じでありますけど、これは私の思いであって、ちょっと私の勝手な思いかもしれませんが、何度も言うように、モニュメント的というのは、いとくの裏に隠れて、普通モニュメントっていったら、何かそれを目指して、あそこにこういうものがあるから、あそこにこういうタワーがあるから、こういうものがあるからっていうことで目印みたいになると思うんですけど、このモニュメントの考え方、あの正面玄関に立てば本当に上の円形なんて何も見えない。本当に鳥と飛行機しか見えない。それが何でモニュメントって言えるのかが私は分からない。だからそういう言葉が使われた意味は、もちろん象徴的な意味で子育て日本一ということを目指されるのはいいと思いますけども、このモニュメントという言葉は当てはまらないんじゃないかなと私の感覚ですけど、そういう気がしましたのでお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） まず、私、先ほど余力と申し上げましたけども、あれは予算を上程するに当たっては、当然、設計業者と打合せをして、これぐらいであれば、どんどんどんどん下げていって、ぎりぎり17億7,000万円にしている時でございま

した。これ、ここまで下がったと。これで当初予算を計上しようというふうなことでございます。ただ、その後にもですね、不断の見直しはしてました。もっと安くならないかということ、我々のほうから設計業者のほうに指示してございましたので、当然入札公告するまでは、まだ時間がありましたので、本当にもうないのかどうかというふうなことでの事業費の削減の努力は引き続きその後もやっていったと。それで持って下がったもので今回、前回ですね、今にしてみれば前回、1月の入札公告はその額でやってございます。ですから、予算をまるまる使ったのではなくて、その後に設計業者と打合せをして、これぐらいは削減といいますか、設計額は下げても大丈夫だということでもって、最終の額でもって入札公告についてはもっと低い額でやったので、予算的には少し余力が余ったというふうな話でございますので、そこは誤解のないように、我々が何か別に寄せておいてですね、何かのことあればのためにというふうなことではございませんので、そこはしっかりと御理解いただきたいと思います。

ほかの市町村ではですね、これぐらいの大きな規模ですと、少し、まさに余力をもって本来は予算を計上してですね、当然執行に当たって、入札に当たって、入札公告なり契約を結ぶに当たっては、その範囲内でしっかりやるというふうなことが、そういうところをやっている自治体もございますし、県のほうでもそういうふうな形でやっているのはございます。要すれば、ぎりぎりのところでですね予算を計上しますと、一回不調なりますとね、こういう世の中の情勢ですので、例えば100万円オーバーしても何ともならないという、また議会を招集させていただいて、また予算を可決いただかないと次に進めないという形になりますと、なかなか執行権の範囲内でですね物事を進めるのにも窮屈なところがございますので、そういう点はやり方次第だと思っています。ただ、今回のこのこども園につきましては、先ほどから話出ておりますように、当初の額から相当増嵩して、これではもう議会も我々もですね、とても市民の御理解はいただけないということで、削減に削減を重ねてきている状況でございますので、17億7,000万円も、それこそ1,000円も余裕がある形ではなくて、ぎりぎりのところでないと、これは議会の皆様も市民の皆さんの声を受けての市議でございますので、これは御可決いただけないということで理解していただきましたので、そこには一切の余力なしに17億7,000万円を計上したというところでござ

います。

仮にこういった経緯をとらないで、当初の予定どおり12億円であればですね、それは多少の余力ということも我々も考えたかもしれませんが、それは、もしも仮にの話でございますから、今言っても詮ない話でございますけども、そうなれば多少の不調はよくある話でございますのでね、一般の我々が発注している工事でも不調は本当によくあります。そうした場合でも少し設計見直ししてということは、これはありますので、そこら辺は執行権の範囲でないかなと思っておりますけども、ことこの案件に関しては、それはやっぱり許されないだろうということで、我々もぎりぎりの予算で、ぎりぎりの入札をかけて、結果としてこういう形になってしまったということで、非常に忸怩たる思いは持っております。そういうことでございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

それから、スライド条項につきまして、これは、あ、その前にあれですね、確か減額された時に、どれぐらいの、この後の物価高騰分を見てなかったかという話で、当時ですね、ちょうど削減を全員協議会で御議論いただく時にも資料に示してありますように、これまでの分で2億1千何がしか、それからこの後、今後3か月、あの時、夏過ぎ、9月でございましたので、11月、要すればその設計を固める、予算を固める段階までの間に、資材、労務単価の上昇について、大体これはちょっと、本当に想定といいますか、見込みで、平均7パーセントぐらいは上がるかもしれないということで、秋田市のちょっと小学校の例をね、これぐらい見ているということをやちょっと参考にさせてもらいまして、1億2,000万円のこの後、ぐらい上がるんでないかということを見込んでございまして、合計3億円ぐらいの全体として、あの17億7,000万円には物価高騰分がその分にありますよと。ですから、今回の物価高騰がなかりせば、その分はいらぬ予算でしたというふうなことの御説明を申し上げます。今回のこの再入札に当たっての、この今の増額の予算につきましては、さっき申し上げました11月時点での物価単価でもってですね設計してありますので、それ以降のやつ、半年とは言いませんけども、5か月ぐらいの期間の間に上がった分も見ての額でございます。この後、再入札の公告あげますけども、議員おっしゃいましたように1億何がしかの分は増額という形に、結果としてはなるというふうなことでの御理解をいただきたいと。

それから、今回の例も先ほど申し上げましたように余力はございません。本当に。ですから、我々も、それこそ再不調ということは許されないという思いでございますけども、余力もない中でのぎりぎりの退路を絶っての再入札ということを今やろうとしていることについては御理解を賜りたいと思います。

それから、スライド条項につきまして、これもまさにさっき申し上げましたようにですね、我々の見込みが1億2,000万円、これから3か月で上がるだろうという見込みがね、ばっちり合っていれば、こういうふうな不調、もしかすれば不調にはならないかもしれないと。当然それ以外の要素もありますけども、一番大きな要素につきましては、こういう事態にならないで済んだかもしれませんが、やっぱりそれほどやっぱりちょっとなかなか難しいわけございまして、この後の上がり具合というのは。一部には資材、もう頭打ちだというふうなものもあります。そういうニュースも出てますというかね、情報も得てございますけども、全体とすれば特に人件費につきましては、ちょっと難しいと。特に実勢のですね市場の、市場の人手不足も重なってますので、こればっかしは、いやいや物のほうはそうかもしれないけど、我々は無理だよという話になりかねない、そんな状況でございますので、これをどれぐらいが上がるかどうかというのは、これはちょっと誰も予測つかない状況じゃないかなと思ってございます。全員協議会のほうで少しお話させていただきましたけども、残念ながら県のほうでももうスライド条項の適用申請、軒並みだというふうに言っていました。当然全部が全部認められるわけはございませんけれども、しっかりと根拠のあるものについては、これは発注者側の我々市と、それから事業を仮に入札でもって受けた場合のですね施工する市内の施工業者との、これは約束事でございますので、これだけはやっぱりしっかりと真摯に履行するといいますか、対応するということが求められているんだろうなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、これは市長の言葉ですので私から言うようなものでもございませんけども、モニュメントではなくてシンボリックな市長はいつも言ってますので、議会の答弁でもシンボリックな、シンボリックな施設として、しっかりしたものを建てたいというふうなことでございますので、ちょっと余計な話でございますけども、私のほうからも少し補足させていただきます。

以上です。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） お答えします。

私、ボキャ貧で、ちょっと説明がうまくいかなかったかと思って後悔しています。

やっぱり一番保育園で大事なものは、やっぱり機能性が大事だと思っています。子どもたちのために、先生のために、そして保護者のために、地域のために、それがどういふふうに機能的に関わっていけるか。私の持論からいくと、やっぱり、ちょっとレベルを高くしてね、もっと頑張っ、自分たちも一緒に成長しながら、その建物に合っていけるというか、そういう建物を目指していくのが一番いいのかなと、そういうことを思っています。だから、機能性がまず一番だと。

それから、モニュメント的な要素というのは、表現が適切でなかったかもしれないですけども、私のモニュメント的な要素というのは、やっぱり昨今ではミルハス見てね、やっぱりみんな思っていると思います。機能性はいいよなど。外から見てもいいよなど。内から外見てもいいよなど。実際、商店街にもいい影響を及ぼしてくれてると。見る人もやっぱり非常に楽しい幸せな気持ちになって、ミルハスに行ってまた帰ってきていると、そういう状況だと思っています。「景観は人をつくる」という言葉があります。美しい景観は人をつくっていきます。男鹿のすばらしい自然の景観に、やっぱりその人工的なすばらしい景観をつくっていくということによって、私たちは心安らぐものを、そしてまた、もっといい生き方をしたいんだと、頑張るといふそういう勇気をもったりする、そういうのがモニュメントだと思っています。このモニュメントという考え方は、市民がみんな子育てをしていくんだと、男鹿は子育てに力を入れていかないと大変なんだと、そういう思いをね、地域の人みんなで作っていくと。そしてまた、外から見た時、男鹿市は子育てに力を入れてるんだなど、そういうことの象徴にもなると思います。そういう意味でのモニュメントという言葉は私は言葉に出しているんだと思っています。議員がおっしゃったように、いとくさんの裏では目立たないんじゃないかっていう話をされましたけども、ごもっともな意見かと思っています。けども、時代は変わって、三、四十年ぐらい前は、「商売は立地条件だ」という言葉がありました。やっぱり立地が良くないと人は来ないんだと。最近



は、パン屋さんとかお酒屋さんとかでも、立地条件が悪くても訪ねていきますよね、スマホ使って。そういう人が来てくれる、そういう場所だと思ってます。今、男鹿駅前にいろんな若者が集まっています。それから、良品計画さんのところにも、遠くから人が集まっています。そういう意味で、この保育園もそういう思いを込めているということをお話したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。8番佐藤誠議員

○8番（佐藤誠議員） 副市長、また、市長の思いが分かりました。モニュメントの意味も、市長の思いが分かりましたので、ありがとうございました。

一つだけ確認の意味でなんですけど、私はちょっと、全員協議会のお話あったあの資料の中で、ちょっと専門的なことを聞きました。直線と平面の件を聞きました。その中で、設計業者は直線と平面のだと、そういうふうな設計だと言っていたのが、施工業者は見積る時に曲線だと、曲面だと思ったと。そこにそごがあったと。思い違いがあったと。いわゆる設計業者の描いた図面を施工業者は曲線だと思ったと。直線を曲線だと思ったと。だからそれで私はその時に、このデジタルの世の中だから、当然それもすぐぱっとやれば拡大できるんだから、何で間違えることがあるんだろうかということをお話しました。

もう一つその時に、じゃあ役所はどう思ってたのかなという疑問が生じてきました。役所は直線だと思ったのか、設計事務所から受けた時に。直線だと思っていたのか、曲線だと思っていたのか、そこはどうだったのかなと。いわゆる役所はどういう思いでこれを、その施工業者のほうに出したのか、そこをちょっと確認だけしておきたいと思っております。

○議長（小松穂積） 佐藤建設技監

【建設技監 佐藤透 登壇】

○建設技監（佐藤透） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

設計図のほう、市役所のほうではどういう判断、どういう見方をしていたのかということでございます。全体的な場面についてはアールであると、曲面的であるという認識をしておりました。詳細の部分については、どういう形で施工していくのかという段階までの判断はしてございません。ただ、説明の中では多面的なもので出来上がっていくという説明は、後で受けております。設計した時点ではアール加工、曲面

だというような画を描いているというところでございました。ただ、施工に関しては、全てがアールではないと、直線的な多面に対応できるということで、前回もお話しましたけれども、そのアールと多面という部分での考え方について御質問があれば、その時、十分な対応と判断ができたのではないかと考えているところでございます。今回、思い違いといいますか、アールと多面という部分については、何度もお話をさせていただいていますけれども、詳細図、型枠の詳細図、これをきちんと寸法を入れたもので作図してございます。再度の入札公告の際は、この図面も一緒に添付してやるということで考えてございます。それ以外の部分については、思い違いはないという話をしてございますので、次回の発注の際にはそういう考え方で対応いただけるという具合に考えております。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。8番佐藤誠議員

○8番（佐藤誠議員） 今の佐藤技監の話で、後でというのがございました。後でその直線の部分が、後でというのはいつぐらいに分かったものなのか。後でというのは入札、どの時点で後で分かったという話になるのか。そこだけ確認したいと思います。

○議長（小松穂積） 佐藤建設技監

【建設技監 佐藤透 登壇】

○建設技監（佐藤透） お答えします。

市として承知したというのは、入札不調後、設計事務所とのやり取りの中で、設計事務所の考え方をその場面で聞いたということでございます。全体のフォルムについてはアールであるというところ、内側に傾斜しているという部分については、図面完成した時点で承知はしているというところでございます。

以上です。

○議長（小松穂積） 8番佐藤誠議員の質疑を終結いたします。

○8番（佐藤誠議員） ありがとうございます。

○議長（小松穂積） ほかに質疑ありませんか。12番太田穰議員の発言を許します。

○12番（太田穰議員） 私からも議案第38号の船越こども園新築工事入札不調に伴う工事費及び工事監理費の増額に関してお伺いいたします。

先ほど吉田議員並びに佐藤議員の質問、また、副市長とのやり取りを聞いて、

ちょっと頭の中で整理したいので質問させていただきます。

このたびの物価高騰などによる入札不調による本日の臨時議会への増額補正など、かなり当局でも大変な御苦労されたことと思います。しかし、昨年からの一連の流れの中で、当局のほうでもかなり反省することが、まず多々あったのかなと思われま

す。  
今回のように、遅れば遅れるほど工事費並びに監理費もかかりますが、質問は船越こども園と直接関係ないかもしれませんが、今後予定されている大規模改修等において、同じ轍を踏まないよう、物価高騰などもあります。どのような改善策、また、スケジュール管理等を考えているのでしょうか。今回の入札不調を踏まえて、そのあたりの公共事業の基本的な考えについてお伺いいたします。

2点目ですが、建設予定地、この周辺、いとも進出したことから、住宅も現在かなり増えております。今後、水道管も新たに引くこともあるかもしれません。また、車の流れも変わり、渋滞も予想されるかなと思われま

すが、建設に当たり周辺住民への説明は、今後どう考えているのかお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

---

午前11時51分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

まず、公共工事全体のことについて。佐藤副市長。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 大変大きな質問いただきまして、どうお答えすれば太田議員の質問の趣旨に合致するかわちょっと分かりませんが、やっぱり物価高騰が続いている状況の中での公共工事の発注の仕方といっても、基本は私、同じだと思います。といいますのは、我々も決して不調、不落を想定してやっているわけでも当然ございませんし、それが無いようにということで設計額については適正を期しているものでございます。当然、県の単価表を第一に考えて、次には市況の動きを反映している物価

本、それから、それによらないものにつきましては、見積りを実際に徴収するというふうなことで、設計業者が出してきたものについても点検しているわけでございます。その中に、こういった物価高騰がまだ続いている状況を、じゃあどれぐらい見れるのかとなりますと、やはりそれは誰も分からない話でございまして、その時点でやっぱり適正な、一番最新の価格でもって、場合によっては見積りは多少そういった市況も反映されるかと思えます。許されるものといえますか根拠のあるもの、妥当なものにつきましては、公共工事ですから、これは何でもかんでも多分これぐらい上がっているだろうというわけにはいきませんので、やはり根拠があるもの、妥当な見積りということを点検した上で反映できるものは極力反映していくというのが基本的なスタンスでなかろうかと思っております。決して、この後、多分これぐらい上がるだろうからというふうなことについては、時と場合にもよりますけれども、何か一回不調があったとか、不落になったとかということで、原因を探りながら、そこら辺に、何辺にあるかということを探りながら、そこら辺ですよというふうなことであればね、それは対応せざるを得ないかもしれませんが、基本的には1回目の公告に当たっては、素直なスタンスで臨むべきであり、その設計につきましても、さっき申し上げましたように、直近のものでもって対応するというのが私は筋でないかなと思ってございます。ただ、少なくともですね、今回の一連の中での最大の反省点は、やはり去年の基本設計が終わって実施設計に向かう段階で、きちっと庁内の中で、市役所の中で情報をしっかりと共有し、なおかつ議会の皆様にもですね、それをお伝えしながら、その時々、その節目節目にですね、しっかりと議論を重ねて今日に至るということが、ややもすればそれがおろそかになっていたと、欠けていたということは、前からお話申し上げておりますように、これは大いに反省しなきゃいけないというふうなことで、同じ轍を踏まないようにということであれば、その点はやっぱり一番我々は肝に銘じて、これから公共工事の発注なり事業の実施にですね、向かっていかざるを得ないだろうなというふうに思っております。その一つが先ほど答弁に立ちました建設技監を中心にしてですね、しっかりと専門的な知識はもちろんでございますけれども、庁内の情報共有も含めてですね、一元的に対応していこうと。どこの部局の案件であろうとも、しっかりと対応していこうと、共有しながらやっていこうというふうなことの一つの対応策といえますか、改善点といえますか、というふうに御理解いた

だいても結構でございます。基本的にはそういうことで対応してまいりたいというふうに思っております。

それからもう一つは。

○議長（小松穂積） あとね、いとく付近の社会資本整備のこと、こども園の中身から付近のことを話してもらえれば議案と関連になりますので。

○副市長（佐藤博） はい。当然あれだけの工事でございますので、周辺の、これは住宅に限らずですね、事業者の皆様にもですね、当然説明もして、業者もしますし、我々のほうからも必要に応じてそういった説明はしていきたいと思っております。

また、多分こども園も多少なりとも影響していると思いますけども、あの裏に住宅が、建売住宅等もですね、今進められている状況にございますので、そこら辺もし入居される方がですね、決まるというふうなものが、向こうのほうが進んでいけばですね、そこら辺についても説明はやぶさかでないと思っております。

なお、この後ですね、こども園に絡んでですね、歩道ですね、これはちょっと先の話になりますけども、こども園の子どもたちがですね散歩等も、これ当然あります。それから、送り迎えの道路の混雑も予想されますので、そこら辺についても、できる限り前もって対応したいと思っておりますし、できないものにつきましてはその都度しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。

○12番（太田穰議員） 終わります。ありがとうございます。

○議長（小松穂積） 12番太田穰議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって本5件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

初めに、議案第38号令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松穂積) 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号から第37号までを一括して採決いたします。本4件については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第34号から第37号までは原案のとおり承認されました。

---

○議長(小松穂積) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて4月臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午前11時58分 散 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 三 浦 利 通

議 員 小 野 肇

